



さくら通信9月号



2009年9月 No. 57



朝礼研修



毎朝8時30分から朝礼が始まる。倫理研究所の「職場の教養」の輪読、所長挨拶、連絡事項と進み、研修が始まる。テキスト2ページ程度を1人が読み、別の者が解説する。「門前の小僧、習わぬ経を読む」という諺があるが、解説する内容の充実ぶりに感心する事がある。今後もこの時間を大切にしていきたいと思っている。

(竹内)

消費税の各種届出について

基準期間の課税売上高が5千万円以下の場合、業種や事業内容によっては簡易課税を選択した方が有利となる場合があります。しかし、大きな設備投資があった年のように、受け取った消費税より支払った消費税が多かった場合には、簡易課税を取りやめることにより消費税が還付される可能性があります。簡易課税を選択しようとする場合も、簡易課税をやめようとする場合も、それらの届出には期日がありますので、注意が必要です。

消費税の各種届出書と提出期限等の表

届出書名	届出が必要な場合	提出期限等
消費税簡易課税制度 選択届出書	簡易課税制度を選択しようとする とき	選択しようとする課税期間の初日の前日まで
消費税簡易課税制度 選択不適用届出書	簡易課税制度の選択をやめようとする とき	選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで
消費税課税事業者 選択届出書	免税事業者が課税事業者になること を選択しようとするとき	選択しようとする課税期間の初日の前日まで
消費税課税事業者 選択不適用届出書	課税事業者を選択していた事業者が 免税事業者に戻ろうとするとき	選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで
消費税課税期間 特例選択・変更届出書	課税期間の短縮を選択又は変更しよ うとするとき	短縮又は変更に係る期間の初日の前日まで
消費税課税期間 特例選択不適用届出書	課税期間の短縮の適用をやめよう とするとき	選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで

(注) 事業を開始した日の属する課税期間には特例があります。

上記のように、多くの場合、前もって届出を提出していなければ適用ができません。設備投資の計画や事業形態の変更計画等がある場合には、事前に当社までご連絡ください。

(坂田)

裏面も御覧下さい

平成21年9月分から

協会けんぽの健康保険と厚生年金保険の保険料率が改定されます。

〈健康保険〉

協会けんぽの健康保険の保険料については、現在、全国一律の保険料率(8.2%)となっていますが、本年9月分の保険料(10月納付分)から都道府県毎の保険料率に移行し、徳島県の保険料率は8.24%となります。被保険者の方にお知らせ下さい。

〔現行〕

8.2%

〔改定・平成21年9月〜〕

8.24%

(徳島県)

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険の保険料率(1.19%)が加わります。

〈厚生年金〉

厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月分まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成21年9月分(同年10月納付分)から平成22年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

(現行) 一般の被保険者の方	…15.350%	→	(平成21年9月〜) 15.704%
(現行) 坑内員・船員の被保険者の方	…16.200%	→	(平成21年9月〜) 16.448%

厚生年金基金加入員の厚生年金保険の保険料率

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、上記の一般の被保険者又は坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率[2.4%~5.0%]を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

- ・ 厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方 …10.704% ~ 13.304%
- ・ 厚生年金基金に加入する坑内員・船員の被保険者の方 …11.448% ~ 14.048%

※ 免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせ下さい。

従業員の方々へ通知等の励行をお忘れなく。

社会保険事務所から従業員の方の社会保険の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について従業員の方に通知をしなければならないこととなっております。

また、従業員採用時に年金加入状況に確認のため年金手帳(厚生年金基金加入員証も含む。)の提出及び確認終了後は確実に従業員の方へお返し下さい。 (西谷)

研修会 懇親会 (9月4日)
阿波観光ホテル
研修会 4階ダイヤモンドハルス 14:30~
懇親会 5階 クリスタルハルス 18:00~
ご出席の皆様はお忘れなく

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181